

事 務 連 絡
令和4年1月21日

各医療法人 理事長 様

岡山県保健福祉部医療推進課

医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査について（依頼）

平素より保健医療行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療法人の事業報告書等（※）につきましては、医療法（昭和23年法律第205号）第52条第1項の規定により毎会計年度終了後3月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

この事業報告書等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、電子化を進める方針が示され、令和4年度から「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」を利用した電子媒体での届出が可能となる予定です。（令和4年度以降もこれまでの紙媒体での届出は可能です。）

現在、厚生労働省において、G-MIS のシステム改修等を進めているところであり、利用手続きの詳細は追ってお示いたしますが、まずは、全ての医療法人において G-MIS の利用を可能とするために必要な情報についての調査を実施いたします。（本調査は、引き続き紙媒体での届出を希望する医療法人を含め、調査の対象としています。）

つきましては、貴医療法人の情報について、別紙「医療法人リスト（調査票）」に記載の上、令和4年1月31日（月）までに下記メールアドレスあてに送付いただきますようお願い致します。

なお、医療法人リスト（調査表）データについては、ホームページ「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ（<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>）」に掲載していますので、ご利用ください。

（※）医療法第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、同項第2号に掲げる監事の監査報告書及び同項第3号の公認会計士等の監査報告書

提出先

岡山県保健福祉部医療推進課医事班

担当：坂 本

電話：086-226-7403

mail：iry@pref.okayama.lg.jp